令和　 年　 月　 日

狭山市観光協会長　殿

申請者住所

屋号・称号・団体名

代表者名

「狭山・入間川と源義高」デザイン使用許可申請書

下記のとおりデザインを使用したく、「狭山・入間川と源義高」のデザイン使用に関する規程及び裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

記

使用目的

使用商品等

使用商品数

備　考

※使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

「狭山・入間川と源義高」のデザイン使用に係る許可条件

1　 商品への使用、その宣伝または広告に際しては、「©️池原昭治」（フォントは自由）及び「狭山・入間川と源義高」をその商品、包装、広告等に明示すること。なお、イラストの一部（パーツ）使用については、「©️池原昭治」（フォントは自由）のみを明示することとする。

2 　第三者が本件デザインを侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに当協会に連絡すること。

3 　第三者との係争、審判、訴訟等について、当協会に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。

4 　使用者は、本件デザインを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当協会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

5 　当協会から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。

6 　使用者が、本件デザインの使用に際して、故意または過失により当観光協会及び著作権者に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。

7 　本件デザインの使用許可を受けた事項を変更する場合は、「狭山・入間川と源義高」デザイン使用許可変更申請書を会長に提出すること。

8 　本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「狭山・入間川と源義高」デザイン使用許可取消し届を添えて会長に提出すること。

9 　使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、使用者が当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。

10 その他本件デザインの使用に関する規程に違反する行為を行わないこと。

※原則、デザインの変更は認めませんが、形象・印象を考慮した軽微な変更については、当協会事務局にご相談ください。